

# 社会福祉法人 宏育会役員等報酬等支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏育会（以下「当法人」という。）定款第8条並びに第21条に規定する役員等の報酬及び旅費の支給に関する事項を定めるものとする。

## (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 理事・監事
- (3) 評議員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

## (報酬額)

第3条 支給の要件及び報酬額は次のとおりとする。

| 支 給 の 要 件                                    | 報 酬 額        |
|----------------------------------------------|--------------|
| (1) 監事が監査を実施したとき、及び理事会・評議員会に出席し、報告又は意見を述べたとき | 1回につき 5,000円 |
| (2) 評議員が評議員会に出席したとき                          | 1回につき 5,000円 |
| (3) 理事が内部監査を実施したとき                           | 1回につき 5,000円 |
| (4) その他理事長が必要と認めた者が、理事長の要請に応じて、諮問等の機会に参加したとき | 1回につき 2,000円 |

- 2 回数をもって定めるものは、支給の要件を満たした都度、その日に支払う。  
但し、同日に理事会、評議員会を開催した場合は合わせて1回とみなす。
- 3 時間をもって定めるものは、1日につき3時間を限度として時間に応じて当月分をとりまとめ、翌月に21日（ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合はその前日）に支給する。
- 4 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## (旅費)

第4条 役員等が職務のために旅行したときに支給する旅費の額は、当法人旅費規程に準じて理事長がその都度定める。

- 2 前項の支給は、月を単位として当月分をとりまとめ、翌月の21日（ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合はその前日）に支給する。

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 附 則 | 改正後の規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。 |
| 附 則 | 改正後の規程は、平成 2 0 年 7 月 1 日から適用する。 |
| 附 則 | この規程は平成 1 4 年 5 月 1 日に遡及して施行する。 |
| 附 則 | この規程は平成 1 5 年 9 月 1 日に遡及して施行する。 |
| 附 則 | この規程は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成 1 7 年 1 2 月 1 日から施行する。  |
| 附 則 | この規程は平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。    |